

返 戻 金 制 度

■短期退職時の手数料の取り扱い

採用を決定した人材が本人の意思により、又は就業規則違反等、
本人の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、紹介
手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻す事とする。

- ・ 1 ヶ月未満で退職 … 80%に相当する額
- ・ 3 ヶ月未満で退職 … 50%に相当する額
- ・ 6 ヶ月未満で退職 … 20%に相当する額

許可番号 27-ユ-300792

事業所の名称及び所在地 大阪府東大阪市足代2-3-6 橋本ビル6階
株式会社 クルースワーク
